

(添付書類一)

添付書類一 変更後における再処理の事業の目的に関する説明書を以下のとおり補正する。

ページ	行	補 正 前	補 正 後
—	—	添付書類一を右記のとおり変更する。	別紙一 1 のとおり変更する。

再処理事業指定申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類一 再処理の事業の目的に関する説明書
別添 1 に示すとおりである。

添付書類二 事業計画書
別添 2 に示すとおりである。

添付書類三 再処理に関する技術的能力に関する説明書
別添 3 に示すとおりである。

添付書類四 再処理施設を設置しようとする場所における気象，海象，地盤，水理，地震，社会環境等の状況に関する説明書
別添 4 に示すとおりである。

添付書類五 再処理施設を設置しようとする場所の中心から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
別添 5 に示すとおりである。

添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書
別添 6 に示すとおりである。

添付書類七 使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の
廃棄に関する説明書

別添 7 に示すとおりである。

添付書類八 再処理施設の操作上の過失，機械又は装置の故障，浸水，地
震，火災等があった場合に発生すると想定される再処理施設
の事故の種類，程度，影響等に関する説明書

別添 8 に示すとおりである。

添付書類九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制
の整備に関する説明書

別添 9 に示すとおりである。

添付書類十 現に事業を行っている場合にあっては，その事業の概要に関
する説明書

別添10に示すとおりである。

添付書類十一 法人にあっては，定款又は寄附行為，役員の氏名及び履歴，
登記簿の抄本並びに最近の財産目録，貸借対照表及び損益計
算書

別添11に示すとおりである。

別添1

添 付 書 類 一

変更後における再処理の事業の目的に関する説明書

平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、核燃料サイクル政策については、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針とし、具体的には安全確保を大前提にプルサーマルの推進等を進めることが明確化されている。この政府の方針に基づいて、当社で行う再処理の事業は、エネルギー資源の乏しい我が国にとって大きな意義がある。

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」では、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な資金を安定的に確保できるよう、拠出金制度及び認可法人制度の創設を明確化するとともに、使用済燃料再処理等実施中期計画の策定等について規定している。また、使用済燃料再処理等実施中期計画は、同法の規定により、使用済燃料再処理機構が定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている。なお、同法の附帯決議において、経済産業大臣が認可する際には、原子力委員会の意見を聴くものとされている。

当社の再処理の事業は、使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として平和の目的に利用するため、国内の原子力発電所で生じる使用済燃料を再処理するものであり、さらに、使用済燃料に含まれる放射性廃棄物を適切に管理及び貯蔵することを目的とした原子燃料サイクルの要となる事業である。

以上のことを踏まえ、当社は、引き続き従来どおり、「原子力基本法」にのっとり、厳に平和利用に限り再処理事業を行う。また、当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたものであり、使用済燃料再処理機構と当社において締結した使用済燃料再処理役務委託契

約に基づき実施するものである。その実施においては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第1項に基づいて策定される使用済燃料再処理等実施中期計画に従うとともに、平成30年7月に原子力委員会決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえるものとする。

このような目的に沿って、安全性を最優先とし、再処理施設を建設運転するとともに国際約束の実施のために必要な措置を講ずることにより、再処理の事業の確立を図る。